国立大学法人東京農工大学学報発行規程を次のとおり制定する。

平成１７年3月１６日

国立大学法人東京農工大学長　宮　田　清　藏

１７　教　規程第９号

国立大学法人東京農工大学学報発行規程

（趣旨）

第１条　国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）の運営に関し、必要な事項を学内に周知させるとともに、本学運営の状況を記録として保存し、併せて事務連絡の円滑を図るため、東京農工大学学報（以下「学報」という。）を発行する。

（登載事項）

第２条　学報には、次の事項を登載する。

一　本学運営に関する関係法令及び規則類の制定改廃に関すること。

二　学内規則・規程等の制定改廃に関すること。

三　重要な学長告示

四　人事に関する事項（学内諸委員会委員の任免に関する事項を含む。）

五　学事に関する重要な事項

六　その他本学運営に関する重要な事項

第３条　前条により登載された事項は、本学の正式な発表とみなす。

（発行）

第４条　学報の発行は、毎月１５日に本学ホームページに登載することにより行う。ただし、必要あるときは、臨時にこれを発行することができる。

（編集）

第５条　学報の編集及び発行に関する事務は、広報･社会貢献チームにおいて処理する。

２　各チームのチームリーダーは、当該チームの所属職員のうちから学報の原稿取扱責任者１名を定め、これを広報･社会貢献チームリーダーに通知するものとする。

３　前項の原稿取扱責任者は、毎月発行日の１０日前までに当該チームの所掌事項に係る学報登載事項の原稿を広報･社会貢献チームに送付するものとする。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。